

ツルハホールディングスけんぽ

2019年4月

2019年度 健康診断が始まります。

疾病の早期発見・早期治療のためにも、年に一度は必ず健康診断を受診下さい。

健康診断についての内容をご確認のうえ、100%の受診に向けてご協力をお願いいたします。

1. 予約期間および受診期間

- ① 健診受診予約期間 : 2019年4月24日(水) ~ 2020年2月29日(土)
- ② 健診受診期間 : 2019年4月24日(水) ~ 2020年3月31日(火)
- ③ 年齢日基準 : 当該年度末時点 (2020年3月31日時点の年齢)

2. 健診の種類、受診資格および費用負担

■ 基本健診(複数コースに受診資格があってもいづれか各年度1回までとなります。)

※ 本人負担額は健診当日現金支払いとなります。

健診の種類	受診資格		費用負担	
			本人負担額	補助上限
定期健康診断A	被保険者	34歳以下	0円	全額
	健保非加入者		0円	全額
	被扶養者		全額自己負担	—
	任継被保険者		全額自己負担	—
	任継被扶養者		全額自己負担	—
定期健康診断B	被保険者	34歳以下	定期健康診断Aとの差額	定期健康診断A相当額
	健保非加入者		全額自己負担	—
	被扶養者		全額自己負担	—
	任継被保険者		全額自己負担	—
	任継被扶養者		全額自己負担	—
	被保険者	35歳以上	0円	全額
	健保非加入者		0円	全額
	被扶養者		全額自己負担	—
	任継被保険者		全額自己負担	—
	任継被扶養者		全額自己負担	—
生活習慣病健診	被保険者	34歳以下	定期健康診断Aとの差額	定期健康診断A相当額
	健保非加入者		全額自己負担	—
	被扶養者		全額自己負担	—
	任継被保険者		全額自己負担	—
	任継被扶養者		全額自己負担	—
	被保険者	35歳以上	20,000円超過額	20,000円
	健保非加入者		全額自己負担	—
	被扶養者		全額自己負担	—
	任継被保険者		15,000円超過額	15,000円
	任継被扶養者		全額自己負担	—
特定健診	被扶養者	40歳以上	6,520円超過額	6,520円
	任継被扶養者	(従業員は受診できません)	6,520円超過額	6,520円

■ 婦人科検診(基本健診のオプションとして毎年受診可能です)

※ 本人負担額は健診当日現金支払いとなります。

健診の種類	受診資格		費用負担	
			本人負担額	補助上限
子宮がん検査	被保険者 被扶養者	20歳以上 (女性)	5,000円超過額	5,000円
乳がん検査	任継被保険者 任継被扶養者		5,000円超過額	5,000円

3. 予約手順

- ① 「電話予約」から医療機関を検索し、受診先を選定します。
(該当受診コースの有無・自己負担額確認を確認ください)
- ② 健診機関に電話を掛け、予約をします。
- ③ ツルハホールディングス健康保険組合ホームページの健診システムで予約内容を登録いたします。
- ④ 該当の方は、医療機関から検査キットが届きます。
- ⑤ 指定日時に医療機関で受診(健康保険者証・運転免許証等の本人確認書類持参)

4. 予約内容の変更・キャンセル

- ① 予約内容を変更するとき、予約をキャンセルするときは、ご自身で医療機関に電話してください。
- ② 変更・キャンセルした内容をバリューHR・カスタマーセンターへご連絡してください。

■ Eメール : kensin-tsuruha@apap.jp

■ 電話 : 0570-075-705 (平日 9:30 ~ 18:00)

■ F A X : 0172-31-3088

5. 本人負担分額の支払い

※ 補助上限を超えた金額の負担額は本人負担となり、健診当日現金支払いとなります。

6. 健診結果票の取扱いについて

- ① 健診結果票は、医療機関から受診者本人と健康保険組合に提出されます。
- ② 健康保険組合は、受診者の健診結果をデータで保管するとともに、メタボリックシンドローム該当者・予備群に該当した方に対して保健指導を行うなど、みなさまの健康管理に役立てて行きます。
- ③ 会社は、労働安全衛生法により従業員に対して年1回の法定健診を実施する義務が課せられています。このため、健康保険組合と会社は定期健康診断を共同事業として実施しており、法定健診に係る健診データを事業主に提供させていただきます。

7. 二次検査について

- ◎ 二次検査(再・精密検査)は保険診療となります。費用の補助はありませんので全額自己負担となります。

8. 契約医療機関以外の受診について

- ① 原則として、契約医療機関(同一市町村内の医療機関)で受診するようにしてください。
遠方につきやむを得ず契約医療機関で受診することが困難な場合は、近隣のかかりつけの医院等で受診してください。(契約医療機関外受診)
その際は、法定健診である旨を伝え、受診料は現金で支払ってください。
- ② 受診後の受診結果(写し)を事業所(会社)へ提出下さい。
- ③ 受診料の精算方法は各社の規則に従ってください。

9. 自己負担金額について

- ◎ 2019年10月1日より、消費税が8%から10%へ変更になることが予定されております。そのため、健康保険組合の補助金額を超える自己負担金額が、2019年9月30日までに受診された方と2019年10月1日以降に受診された方で、違う場合があります。健診予約システムには、【9月まで】と【10月から】と二つの金額が表示されますので、予約の際は必ずご確認ください。

10. 特定保健指導について

- ◎ 平成30年度の特定健診で、特定保健指導に該当になった方には、個別に特定保健指導のご案内を送ります。これまでの生活習慣を専門家の指導の元に振り返り、生活習慣病予防に向けた改善を図って頂く機会ですので、対象となった方は必ず受けて下さい。